

10月1日から公共下水道使用料が改定されます

10月1日から公共下水道使用料を平均改定率 20%値上げいたします。
継続してご使用されている人は、12月または1月の検針分から新しい料金表が適用されます。
※新規開栓の場合は、11月の検針分から適用される場合があります。

改定を必要とする理由について

公共下水道事業は生活環境の改善、河川等の水質保全に必要不可欠な事業であり、将来にわたり安定的に事業を継続していくことが重要です。事業継続のためには、将来の経営環境を見越した中長期的な視点で計画的に運営していくことが求められます。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及による下水道使用料収入の減少や、これまでに整備した下水道施設が耐用年数を迎えることによる施設の更新需要の増加、物価高騰による維持管理費の上昇等により経営環境は厳しさが増えています。

住民生活に重要なライフラインである下水道事業の経営基盤の強化と、下水道サービスを継続的かつ安定的に提供するために、適正な使用料について検討、審議を重ねた結果、10月1日から使用料を改定することになりました。

先行きが不透明な社会情勢の中、公共下水道使用者の皆様には、大変ご負担をおかけいたしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

岡毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 総務課 財政担当 ☎049-294-9333

10月1日から農業集落排水使用料が改定されます

10月1日より、越生町の農業集落排水使用料を公共下水道使用料と同額に値上げいたします。詳細についてはホームページをご確認ください。

岡産業観光課 農林担当 ☎内線 142



町
H
P

第75回「敬老会」の開催について

開催日 9月14日(日)
第1部 午前10時～
第2部 午後2時～
※行政区毎に二部に分けて開催します。
会場 越生町中央公民館 視聴覚ホール
対象 75歳以上の方

※事前に民生委員の方が敬老祝品の配布に伺います。
※敬老会の詳しい内容は「9月号」でお知らせします。

岡健康福祉課 高齢者介護担当 ☎内線 115・116



私有地の適正な管理について

土地をお持ちのみなさんへ

8月は雑草の生育が旺盛な時期であり、10月頃まで繁茂し続けます。このため年1回の除草では十分ではありません。雑草の種類や生長に応じて、年2回以上の除草が必要です。

また、8月から9月にかけて、台風が多発する時期で、枝葉が茂りすぎていると風の抵抗を受けやすく、倒木や枝折れなどの危険があるため、定期的な剪定及び管理をお願いいたします。

○ご自身で除草ができない場合は、専門業者などをお願いしてください。

○土地が管理されておらず、草が繁茂していると、ごみなどが捨てられてしまい、そのまま放置すると、次々にごみが捨てられてしまいます。

捨てられたごみは、その土地の所有者が管理責任として処理しなければなりません。

所有地の定期的なパトロールや看板の設置など適正な管理を行ってください。

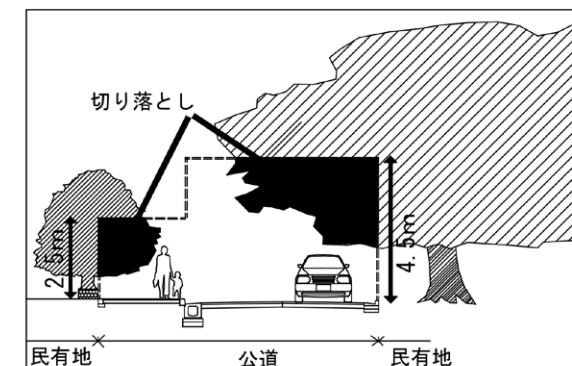
○草刈り作業中に発生する飛び石は、周囲の方々や作業員自身にとって危険を伴います。草刈り作業中は常に注意深く行動し、周囲の安全にも十分配慮をお願いいたします。

道路上から張り出している樹木等の管理について

私有地から道路上に樹木や草が張り出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故の原因にもなります。

私有地から張り出している樹木等は土地所有者のものです。張り出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地の所有者に損害賠償責任が発生する場合があります。(民法第717条・道路法第43条)

適正な土地の管理をお願いいたします。



岡まちづくり整備課 環境管理担当

☎内線 153・156

認知症サポーター養成講座のお知らせ

認知症サポーターとは認知症について正しく理解をし、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。住み慣れたまちで認知症の方や家族の方が望んでいる暮らしを続けられるように優しく見守ることを始めていきませんか。

期 日 9月19日(金)
時 間 午後1時30分～3時
場 所 中央公民館 2階集会室
講 師 キャラバンメイト 福島 雄大 氏
(丸木記念福祉メディカルセンター 認知症疾患医療センター)

申込期限 9月12日(金)
申 込 先 地域包括支援センター
☎292-5505

後期高齢者医療制度からのお知らせ

令和7年度医療費通知の発送回数が増えます

令和7年度から後期高齢者医療の医療費通知の発送回数が年1回(2月)となり、封書でのご提供となります。

お知らせする診療年月は令和6年11月から令和7年10月となるため、令和7年分の医療費控除の資料として医療費通知を利用される場合、11月と12月診療分は医療機関等から発行される領収書をご利用ください。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用により、マイナポータルで医療費通知情報を取得することが可能です。前々月診療分までの情報が閲覧可能となっておりますので、是非ご利用ください。

岡町民課 国保年金担当 ☎内線 121